

石川県政記念しいのき迎賓館

指定管理者募集要項

石川県県民文化スポーツ部

令和 2 年 8 月

[目 次]

1 対象施設の概要	1
2 施設管理の基本的な考え方	1
3 指定管理者の業務	1
4 指定管理者が行う管理の基準	2
5 指定の期間	2
6 応募資格	2
7 応募の方法	2
8 選定の方法	4
9 管理料	5
10 利用料金の提案	5
11 施設の利活用等に関する数値目標の提案	6
12 責任分担	6
13 質問事項の受付	6
14 現地説明会の実施	6
15 無効又は失格	7
16 協定の締結	7
17 今後のスケジュール	7
18 その他	8
19 様式	8

石川県政記念しいのき迎賓館指定管理者募集要項

石川県政記念しいのき迎賓館の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

石川県政記念しいのき迎賓館及び地下駐車場（以下「迎賓館」という。）

(2) 所在地

石川県金沢市広坂2丁目1番1号

(3) 施設の沿革

・石川県政記念しいのき迎賓館（以下「本館」という。）

平成22年4月10日 開館

・地下駐車場（以下「駐車場」という。）

平成26年3月25日 供用開始

(4) 施設の概要

①敷地面積 32,536.09m²

②本館建築概要

延床面積 4,802.62m²

階 数 地下1階、地上3階、塔屋1階

構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

③駐車場（連絡通路を除く）

延床面積 4,526.50m²

階 数 地下2階、地上1階

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造（地下部）、鉄骨造（地上部）

※ 詳細は、別紙「石川県政記念しいのき迎賓館指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 施設管理の基本的な考え方

迎賓館は、多種多様な文化を創造するとともに、学術交流の推進等を図ることを目的としており、この設置目的を十分理解し、適正かつ効率的な管理に努めること。

また、ギャラリーの活用やイベントなどを自ら企画運営し、都心の賑わいの創出にも努めること。

3 指定管理者の業務

(1)迎賓館における展示及び催物の企画及び運営に関する業務

(2)迎賓館の利用促進に関する業務

(3)迎賓館の使用の承認に関する業務

(4)迎賓館の使用料の徴収に関する業務

(5)迎賓館の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務

(6)前各号に掲げるもののほか、迎賓館の管理に関し、知事が必要と認める業務

※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、保守点検等一部の業務については県の承認を得て、専門の事業者に再委託することができます。また、エレベーター保守並びに自動ドアの保守及び機械警備については、現契約の継続を前提としています。

※ 詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令などの関係法令並びに石川県政記念しいのき迎賓館条例、同条例施行規則及び石川県行政手続条例等の規定を遵守すること。
- (2) 利用者が快適に施設を利用できるよう、施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報は、その取扱いに十分留意し、漏洩の防止等適正な管理に努め、また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (4) その他、別紙「仕様書」のとおり。

※ 管理の基準に関する細目事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項となります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
 - ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者
- (6) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

- (1) 募集要項の配付

- ① 配付期間

令和2年8月28日（金）から10月9日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 配付場所

石川県県民文化スポーツ部文化振興課（行政庁舎10階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1372

③ インターネット参照

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/shiteikanri_bosyuu.html

（2）申請書類

申請に当たっては、以下の書類（正本1部、副本8部（④⑤⑩は正本1部のみ提出））を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

①指定管理者指定申請書（別紙様式1）

②指定管理者事業計画書（別紙様式2）

（複数の事業計画書を提出することはできません）

③収支予算書（別紙様式3）

④定款又はこれに類する書類

⑤法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

⑥貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）

⑦役員等名簿（別紙様式4）

⑧役員の略歴を記載した書類

⑨団体概要書（組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類）（別紙様式6）

⑩石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

⑪主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書

⑫グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式8）及び構成団体間で締結された協定書の写し

（3）申請書類の提出

① 提出期間

令和2年9月8日（火）から10月9日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。電子メール、FAXによる提出はできません。

石川県県民文化スポーツ部文化振興課企画管理グループ（行政庁舎10階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1372

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

③ 提出部数

正本1部、副本8部（副本は正本の複写可）

④ 留意事項

- ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- イ 提出された申請書類は返却しません。
- ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。
- エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

8 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和2年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が（3）の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である県民文化スポーツ部の部長を委員長とし、県民文化スポーツ部の企画調整室長、文化振興課長、学識経験者、中小企業診断士で構成することとしています。

(3) 選定の基準

- ① 県民の平等な利用が確保されること。（配点10点）
 - ・ 文化の創造と、学術交流等を推進するための利用が確保されること。
 - ・ 公平な利用及びサービスの提供が確保されていること。
- ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること。（配点35点）
 - ・ 維持管理の取り組み内容が適切であること。
 - ・ 管理料の内容が妥当であること。
 - ・ 再委託する場合の内容が適切であること。
 - ・ 省エネルギーの取り組み内容が適切であること。
 - ・ 安全対策の取り組み内容が適切であること。
- ③ 最少の経費で施設の効用を最大限発揮できること。（配点35点）
 - ・ 兼六園周辺文化の森の中にあって、多種多様な文化を創造する施設に相応しい運営を、効率的・効果的に実施することが期待できること。
 - ・ 施設の特性を踏まえた適正な目標を設定し、展示及び催物の企画等による多様な文化活動により、兼六園周辺文化の森に相応しい賑わいを生みだすことが期待できること。
 - ・ 中心市街地や兼六園周辺文化の森における総合案内機能を充実させるとともに、来館者に対し、ぐつろぎや憩いの場を提供することが期待できること。
 - ・ 効率的・効果的に広報活動を行い、利用促進を図ることが期待できること。
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。（配点20点）
 - ・ 安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること。
 - ・ 安定的な管理を行うための運営能力を有していること。
 - ・ 安定的な運営が可能な経営的基盤を有していること。

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

9 管理料

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

①管理料

令和3年度	90,600千円	
令和4年度	90,600千円	
令和5年度	90,600千円	
令和6年度	90,600千円	
令和7年度	90,600千円	合計 453,000千円

②利用料金制

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

過去2ヶ年度の実績は次のとおりとなっておりますので参考としてください。

過去2ヶ年度の実績

(単位：円、台、人)

区分	平成30年度実績	令和元年度実績
駐車場使用料（円）①	28,615,600	29,540,500
駐車場利用台数（台）	55,104	51,927
その他施設使用料（円）②	11,789,045	11,471,105
減免額（円）	5,886,000	5,445,930
入館者数（人）	416,105	400,519
使用料合計（円）(①+②)	40,404,645	41,011,605
指定管理料（円）	87,000,000	88,132,000

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

10 利用料金の提案

施設の使用料の提案を求めます。提案に当たっては、石川県政記念しいのき迎賓館条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

提案は、事業計画書の中で記述してください。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

11 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に發揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

12 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容	指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検	○	
②施設・備品の維持管理	○	
③安全衛生管理	○	
④使用料の収納	○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの ○	
	上記以外	協議事項
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの ○	
	上記以外	協議事項
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）	○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上となるもの）		○
⑨個々の業務の委託	○	
⑩火災保険の加入		○
⑪包括的な管理責任		○
⑫行政財産の目的外使用許可		○

13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和2年8月28日（金）から9月15日（火）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式5）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1496

電子メール e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

回答は、FAX又は電子メールにより、9月18日（金）まで随時行います。

14 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和2年9月8日（火）午前10時から1時間30分程度

(2) 集合場所・時間

石川県政記念しいのき迎賓館 2階 ガーデンルーム

午前9時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(4) 申込方法

令和2年9月4日（金）午後5時までに現地説明会参加申込書（別紙様式7）に所要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出してください。

石川県県民文化スポーツ部文化振興課企画管理グループ 担当 岩浜、寺田

FAX 076-225-1496

電子メール e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

15 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

16 協定の締結

(1) 指定の議決後、迎賓館の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。

(2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。

(3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

17 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和2年 8月28日（金）～10月 9日（金）募集要項の配付

8月28日（金）～ 9月15日（火）質問事項の受付

9月 4日（金） 現地説明会参加申込締切

9月 8日（火） 現地説明会

9月18日（金）まで 質問事項への回答

9月 8日（火）～10月 9日（金）申請の受付

10月下旬 選定委員会の開催

11月 指定管理者の候補者の決定

12月（12月議会）
令和3年 3月まで

4月 1日（木）

指定管理者の指定の議決
協定の締結
事務の引継
中期経営目標の策定、公表
指定管理者による管理の開始

※ 指定管理者の候補は、令和3年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要があります。
また、事務引継のために、県との連絡調整の責任者を配置するものとします。

18 その他

（1）使用言語及び通貨

申請書類及びその他の指定の手続きに際して使用する言語は日本語、通貨は円を使用することとします。

（2）課税に関する留意事項

指定管理者は、納税義務を負う場合があるため、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

19 様式

- （1）指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- （2）指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- （3）収支予算書（別紙様式3）
- （4）役員等名簿（別紙様式4）
- （5）質問書（別紙様式5）
- （6）団体概要書（別紙様式6）
- （7）現地説明会参加申込書（別紙様式7）
- （8）グループ構成員表（別紙様式8）

お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化スポーツ部文化振興課企画管理グループ
TEL 076-225-1372
FAX 076-225-1496
電子メール e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

石川県政記念しいのき迎賓館指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名 印

石川県政記念しいのき迎賓館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 指定管理者事業計画書（別紙様式 2）
- 2 収支予算書（別紙様式 3）
- 3 定款又はこれに類する書類
- 4 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 5 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去 3 事業年度分）
- 6 役員等名簿（別紙様式 4）
- 7 役員の略歴を記載した書類
- 8 団体概要書（組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類）（別紙様式 6）
- 9 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- 10 主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書
- 11 グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式 8）
及び構成団体間で締結された協定書の写し

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

指定管理者事業計画書

団体名

(記載上の注意)

- ※ 用紙はA4版縦(A3折込み可)、様式は自由とします。必要であれば、図面の添付は可能です。
- ※ ページ数は、適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 石川県政記念しいのき迎賓館の指定管理者に申請する理由

(2) 管理運営の方針

- ・ 県民の平等な利用の確保、利用者への公平なサービス提供の考え方、及び具体的な配慮方法を示してください。

(3) 料金設定の考え方

- ・ 条例に定める使用料の、設定に対する考え方を記載すること。

(4) 個人情報保護対策

- ・ 利用者等の個人情報の管理体制や、管理に係る情報の公開に対する考え方について記載すること。

2 維持管理に関する業務

(1) 施設、設備の維持管理の考え方

- ・ 利用者の快適で安全な利用及び施設、設備等の長期安定使用のための維持管理の考え方について記載すること。

(2) 再委託の考え方

- ・ 管理業務の一部を再委託する場合には、その業務内容及び委託先の選定方法など再委託の考え方を記載すること。

(3) 省エネルギーの取り組み

- ・ 省エネルギーの取り組みについての実施計画を記載すること。

3 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(2) 緊急時の体制・対応

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

4 運営に関する業務

(1) 兼六園周辺文化の森の中にあって、多種多様な文化を創造する施設に相応しい運営を実施するための具体的な取り組みについて記載すること。

(2) 施設の特性を踏まえた適正な目標を設定し、展示及び催物の企画等による多様な文化活動により、兼六園周辺文化の森に相応しい賑わいを生み出すための具体的な取り組みについて記載すること。

※ 具体的な取り組み方針について記載すること。

なお、1年分の企画スケジュール案及びその目標入館者数など詳細に記入すること。

※ ミュージアムショップの自主事業について、迎賓館に相応しく、館全体との相乗効果が得られる提案について記載すること。

(3) 中心市街地や兼六園周辺文化の森における総合案内機能を充実させるとともに、来館者に対し、くつろぎや憩いの場とするための具体的な取り組みについて記載すること。

(4) 広報活動の具体的な取り組みについて記載すること。

5 組織及び職員の配置等

(1) 実施体制

- ・ 責任者、職員の人選、配置にあたっての考え方及び組織体系図を記載すること。

(2) 日常の職員配置

- ・ 配置する予定の職員すべてについて雇用関係（正規職員、臨時職員等）、勤務時間帯、担当する業務、資格等を記載すること。

[職種等の記載の参考例]

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格	人件費（千円）
計					

(3) 類似施設の管理実績

- ・ 類似施設の管理やギャラリー運営などの実績及び本施設における活用方法を記載すること。

(4) 職員の指導・研修体制

- ・ 職員の職務能力の向上の方策を記載すること。

(5) 管理開始までの計画

- ・ 円滑な管理開始に向けての準備計画を記載すること。

6 その他

- ・ 特記事項があれば記載すること。

収支予算書

収入

(単位:千円)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	備考
1 施設使用料						
① 貸室使用料						
ギャラリー						
ガーデンルーム						
イベントホール						
セミナー						
広場						
② 駐車場利用料						
2 雑入						
3 指定管理料						
合 計						

支出

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	備考
1 管理人件費						
① 施設管理事務員						
② 施設維持管理職員						
③ 清掃業務職員						
2 文化事業費	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	
3 総合案内業務費						
4 光熱水費						
電気料金						
ガス料金						
上下水道料						
5 施設管理運営業務費						
① 清掃業務費						
② 警備業務費						
人的警備						
機械警備						
③ 設備保守管理業務						
建築保全						
空調設備保守						
電気設備保守						
給排水衛生設備						
昇降機保守						
ビル管理法						
消防設備保守						
運転・監視業務						
廃棄物処理費						
除雪費						
修繕費						
6 事務費						
広報費						
印刷費						
備品・消耗品費						
通信運搬費						
事務費						
7 公租公課						
8 当期利益						
合 計						

注: 2 文化事業費の執行については、県との事前協議が必要です

役員等名簿

作成担当者連絡先

(令和 年 月 日現在の役員等)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	役職	住 所
		年号	年	月	日			

本様式を暴力団員等ではないことの確認のために使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地氏名又は名称及び代表者名

印

【記入上の注意事項】

- 法人にあっては役員並びにその支店及び事業所の代表者を、その他の団体にあっては代表者及び役員を記入してください。ただし、「支店及び事業所の代表者」については、石川県との協定締結の権限を有する者が対象です。
- 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 年号、性別は次のように記入してください。
年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 性別…男：M 女：F
- 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
- グループで申請する場合は、構成団体ごとに提出してください。
- この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

質問書

令和 年 月 日

石川県県民文化スポーツ部文化振興課
企画管理グループ あて
FAX 076-225-1496

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電話	
FAX	
E-mail	

石川県政記念しいのき迎賓館の指定管理者の申請に際して、下記のとおり質問します。

質問事項
1 ○○○○○について

団体概要書

名 称			
事務所の所在地			
代表者氏名			
従業者数			
沿革			
主な業務内容			
連絡先	氏 名		所 属
	部署・職名		F A X
	E-mailアドレス		電話番号

※会社概要等がある場合は添付してください。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

石川県県民文化スポーツ部文化振興課
 企画管理グループ あて
 FAX 076-225-1496

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電話	
FAX	
E-mail	

石川県政記念しいのき迎賓館の指定管理者の現地説明会に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

担当部署	参加者氏名	グループの構成員の場合、 その団体名

※ 最大3名までとします。

グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

※グループ構成に係る協定書の写しを添付してください。

